

神奈川県マスコットキャラクター「かめ太郎」着ぐるみ使用要領

制 定 平成21年7月17日 神政第545号

最近改正 平成27年3月26日 神政第1375号

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川区のPRや魅力アップの目的で、区マスコットキャラクター「かめ太郎」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の条件その他必要な事項について、定めるものとする。

(使用者)

第2条 着ぐるみを使用できるのは、第5条に定める手続により神奈川区総務部区政推進課長（以下「区政推進課長」という。）が使用を認めた者（以下「使用者」という。）とする。

(使用できる事業等)

第3条 着ぐるみを使用できる事業等は、次の各号のいずれにも当てはまらないものとする。

- (1) 政治、宗教、特定の思想の普及を目的とする事業等
- (2) 特定の企業、団体又は商店だけの利益を目的とする事業等
- (3) 法令及び公序良俗に反する事業等
- (4) 神奈川区又はかめ太郎のイメージを損なうと認められる事業等
- (5) 個人的な事業等
- (6) その他、区政推進課長が不相当と認める場合

(使用に関する留意事項)

第4条 使用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 着ぐるみの使用前に使用説明書を読み、その指示に従って使用すること。
- (2) 着ぐるみを改造しないこと。
- (3) その他、使用上の注意事項に従って使用すること。

(使用手続)

第5条 着ぐるみの使用承認を受けようとする者は、神奈川区マスコットキャラクター「かめ太郎」着ぐるみ使用申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、着ぐるみを使用する予定のイベント等の資料及びその他必要と認める書類を添えて区政推進課長に提出しなければならない。ただし、神奈川区役所各課が使用承認を受けようとする場合は、区政推進課

へ使用する事業内容と貸出希望期間を事前連絡することで、使用手続を省略できるものとする。また、貸出の方法等については次に定めるものとする。

- (1) 申込の受付は使用予定日前日の午後4時まで、閉庁日の場合はその前日までの先着順とする。
 - (2) 貸出期間は貸出から返却まで原則4日以内とする。
 - (3) 運搬や着用者の手配は、使用者で行う。
- 2 区政推進課長は、提出された使用申込書の内容を審査し、使用承認を決定した場合は神奈川県マスコットキャラクター「かめ太郎」着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）を、不承認を決定した場合は神奈川県マスコットキャラクター「かめ太郎」着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）を使用者に交付するものとする。

（貸出承認の取消し等）

第6条 区政推進課長は、次号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当要領に違反したとき。
 - (2) 使用者が第5条による貸出承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
 - (4) その他、着ぐるみの使用内容が不相当であると認められるとき。
- 2 区政推進課長は、前項により使用承認を取り消すときは、貸出承認取消書（第4号様式）を使用者へ通知するものとする。
- 3 神奈川県は、第1項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の非独占制等）

第7条 貸出承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して着ぐるみを使用する権利を付与するものではない。

2 貸出承認は、使用者、使用するイベント等について神奈川県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第8条 神奈川県は、この要項に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない

（現状復帰）

第9条 使用者は、着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理

又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

- 2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、区政推進課長は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

第11条 神奈川区は、着ぐるみの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、着ぐるみの使用により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により神奈川区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を神奈川区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 神奈川区は、広く利用促進を図る視点から着ぐるみの貸出しの状況等について公開することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、区政推進課長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要領は、平成21年7月18日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。